

**学校法人 東京工芸大学**  
**次世代育成対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」**

本学の教職員が仕事と子育てを両立させることができ、安心してそれぞれの能力を發揮できるような環境を整備するため、以下のとおり行動計画を策定し、推進する。

1. 計画期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

2. 内 容

《目標1》 本学育児・介護休暇制度と関連法令に基づく諸制度の体系的な説明資料を作成し、周知徹底を図る。

<対 策>

【実施時期：平成23年度】

- ① 産前・産後休暇、育児休暇など取得できる休暇期間及び育時休業給付金も含めた待遇の一覧を作成・公開

【実施時期：平成23年度（以降継続）】

- ② 学内での認知度が低い「パパママ育休プラス」の説明資料を作成し、男性教職員の育児休暇取得を促進する

《目標2》 年次有給休暇取得率について、計画期間内平均が平成22年度取得率から10%増加させるための措置を行う。

<対 策>

【実施時期：平成23年度】

- ① 平成22年度の年次有給休暇取得率を調査し、部署毎の取得傾向等を分析する

【実施時期：平成23年度（以降継続）】

- ② ゴールデンウィークや学生夏季休暇、年末年始などにおける連続休暇取得の推進  
③ 管理職者を中心とした啓発活動の推進

【実施時期：平成24年度（以降継続）】

- ④ 年度毎に年次有給休暇取得率を調査し、実績が上がらない場合の追加措置の検討と実施